

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案新旧対照条文目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	．．．．．	（附則第三条関係）	1
二	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	．．．．．	（附則第四条関係）	3
三	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	．．．．．	（附則第五条関係）	4

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案新旧対照条文
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
法 律	事 務	法 律	事 務
（略） 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第号）	（略） この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第七条第四項第二号及び第十一項第一号（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定	（略）	（略）

する権利を取得する行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

二 第七条第四項第五号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る設備整備計画に係るものに限る。）

三 第七条第九項第一号（第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第四条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第 号）によりその権限に属させた事項 二・三 （略） 2 3 4 （略）	（所掌事務） 第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。 一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）によりその権限に属させた事項 二・三 （略） 2 3 4 （略）

改 正 案	現 行
（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一 九（略） 九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第 号） 第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第四項の権利が設定され、又は移転される場合 十 十六（略） 二 七（略）	（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一 九（略） 十 十六（略） 二 七（略）